

令和6年度 文化環境評価システムの取組結果について

1 文化環境評価システムとは

県が公共事業等のハード事業を行う際に、「文化環境配慮方針（共通・個別配慮事項）」に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に
行う全庁的なシステムとして平成11年4月1日から実施しています。
事業費が一定規模以上の対象工事について、工事発注前に検討会を行い、より効果のある環境配慮を検討し、工事後は実施できた環境配慮について
情報発信・情報共有に努めていく取組を行っています。

文化環境配慮方針の配慮項目

共通配慮事項

- 1 生活・地球環境の保全
- 2 健全な生態系の維持・創造
- 3 自然景観への配慮
- 4 地域の文化の保存・活用

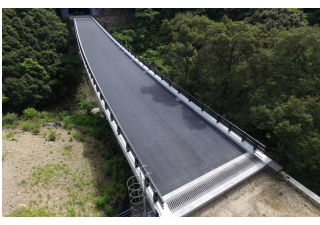
個別配慮事項

道路、河川、海岸等の事業ごと
に個別の配慮事項を設定

2 令和6年度完了事業一覧（前年度以前からの繰越工事含む）

事業	検討年度	工事名
道路	R4	県道中村宿毛線 社会資本整備総合交付金（葛籠橋）工事
治山	R5	浦越復旧治山工事
治山	R5	影野復旧治山工事
治山	R5	魚梁瀬No.2流域保全総合治山工事
林道	R5	上名・用居線1工区幹線林道開設事業
林道	R5	越裏門大森線4工区森林基幹道開設事業

3 具体的な施工事例について（抜粋）

一般道路	宿毛市小筑紫町石原
県道中村宿毛線 社会資本整備総合交付金（葛籠橋）工事 【事業概要】 2経間連続非合成钣桁橋 橋長 L=91.0m、鋼重 W=167t 製作工 N=1式、架設工 N=1式、橋梁付属物 N=1式 当路線は、四万十市を起点とし、幡多郡三原村を経由し宿毛市に至る路線である。当事業工区の現道は幅員が狭いうえ、線形が非常に悪く、安全な通行の支障となっている。また、幡多郡黒潮町から幡多郡大月町を結ぶ高知西南広域道路の一部を形成する区間であるとともに、南海トラフ巨大地震時の緊急物資の輸送や復旧・復興の広域的な連携を担う道路としての機能を期待されている。 当箇所は、山間部に位置し眺望に優れているため、全体に渡って景観対策を実施する必要がある。橋梁上部工の材料としては耐候性鋼材を使用することにより、景観色（ダークブラウン）に近い色彩となり、橋梁付属物である高欄（防護柵）についても、景観色を使用して周辺との調和を図る。 【主な環境配慮】 ・周辺景観に調和する工作物のデザインの採用 ・騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底	  【周辺景観に調和する工作物のデザインの採用】 橋梁桁には耐候性鋼材を使用し、高欄（防護柵）については、景観色（ダークブラウン）に塗装された材料で施工することにより、遠景目線及び近景目線への景観対策を行い、周辺環境との調和を図った。 【騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底】 橋梁路面端部に設置する伸縮装置について、アルミ合金鋳物製で一体成型された部材を使用することにより、構造がシンプルでコンパクトなため、騒音や振動の発生要因となる部材が少ないことで、走行音の低減を図った。

治山	高岡郡四万十町浦越
浦越復旧治山工事 【事業概要】 山腹工 0.30ha のり切工 3,489m³ のり枠工（吹付） 481.7m² 鉄筋挿入工（ロックボルト） 22本 当施行地である四万十町については四万十景観条例にかかる区域であり景観に配慮した取り組みが必要であることから、公共木工事についても取り組むこととした。 【主な環境配慮】 ・自然環境になじむ材料の有効活用	  【自然環境になじむ材料の有効活用】 四万十景観条例の区域であり、法枠工の吹付モルタルに着色材を混入し、周辺との調和を図った。
林道	吾川郡仁淀川町用居
幹線林道開設事業 上名・用居線1工区工事 【事業概要】 橋梁上部 鋼単純合成鈹桁製作架設（橋長L=26.0m、重量35.0t） 排水施設工 L=14.3m、舗装工 A=627.1m² 踏掛版設置工 踏掛版設置 N=2 区画線工 区画線 実線L=148.2m 破線L=37.1m 本工事においては、当初大盛土工法にて実施を計画していたが、周辺環境や景観との調和を図るため橋梁工法に変更した。 【主な環境配慮】 ・林道と周辺の景観との調和	【林道と周辺の景観との調和】 大盛土工法から橋梁工法への変更による環境への配慮を行った。 